

土岐市業務継続計画

令和7年4月 改定版

目次

第1章 業務継続計画の策定の目的

1-1	背景	1
1-2	業務継続計画とは	2
1-3	業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係	4
1-4	業務継続計画の目標	5

第2章 被害想定

2-1	災害想定	6
2-2	被害想定	6
2-3	発生が予測されるその他の地震による被害想定	7
2-4	資源の被害想定	9

第3章 指揮命令系統

3-1	指揮命令系統の確立	10
3-2	職務代行	11

第4章 職員の参集体制

4-1	職員の確保	12
4-2	応援要請	14

第5章 代替庁舎の特定と新庁舎建設計画

5-1	代替庁舎の特定	15
-----	---------	----

第6章 資源の確保

6-1	必要資源に関する分析	16
6-2	資源の現状と確保対策	16

第7章 非常時優先業務

7-1	非常時優先業務の選定	19
-----	------------	----

第8章 業務継続体制の向上

8-1	計画の浸透	20
8-2	教育訓練等	20
8-3	点検・是正	20

非常時優先業務一覧

・災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務	22
・優先度の高い通常業務	33

第1章 業務継続計画策定の目的

1-1 背景

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障をきたした事例もあった。

土岐市では、災害の予防対策、応急・復旧対策の万全を期するため、災害対策基本法に基づき「土岐市地域防災計画」（以下「防災計画」という）を策定しており、計画の修正を随時行っている。しかし、防災計画は、災害発生時にどの業務を優先し、いつの時点で開始するのかを定めたものではなく、こうした非常事態にあつての業務遂行に支障をきたすことも考えられる。

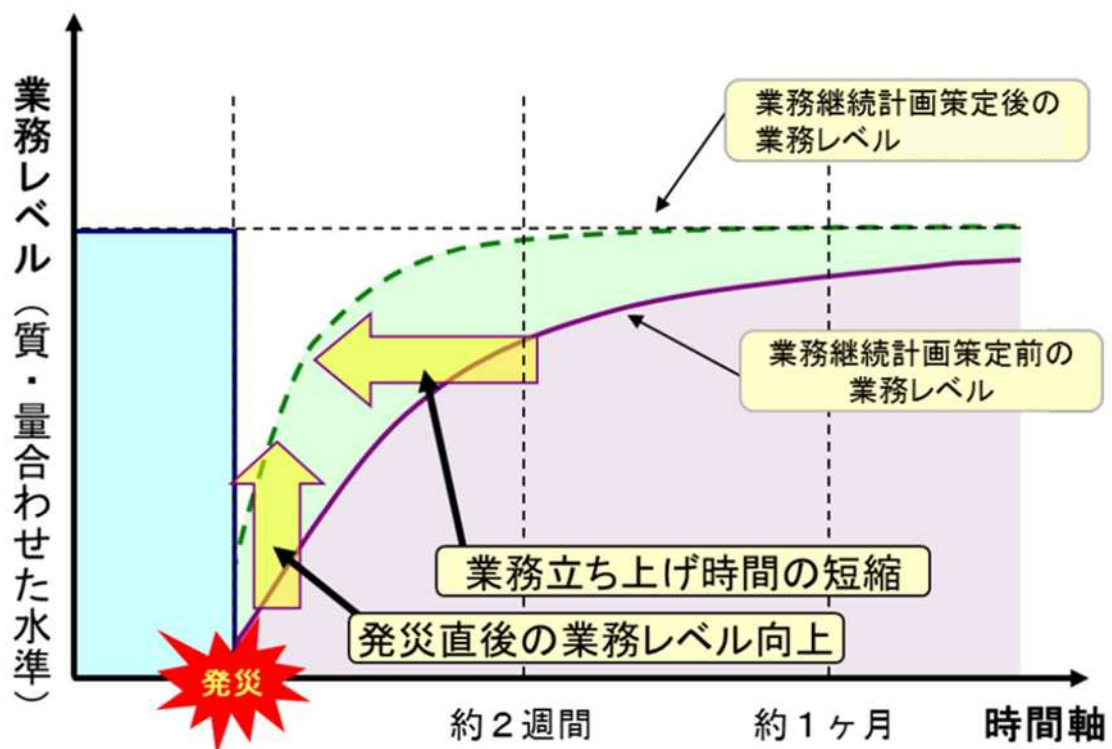
このため、災害発生時にあつても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要であり、本市においても、大規模災害が発生した時に、市民、企業などの被害軽減と行政機能の維持を目的に、土岐市業務継続計画を策定し、発災時の円滑な業務の遂行と行政機能の早期復旧に備えることとする。

1-2 業務継続計画とは

【業務継続計画とは】

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模災害時など人、物、情報、ライフライン等利用できる資源に制限がある状況下での応急業務及び継続性の高い通常業務（非常時優先業務：3ページ参照）を特定し、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統を明確化することで、適切な業務執行を行うことを目的に策定するものである。

＜業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ＞



【業務継続計画の効果】

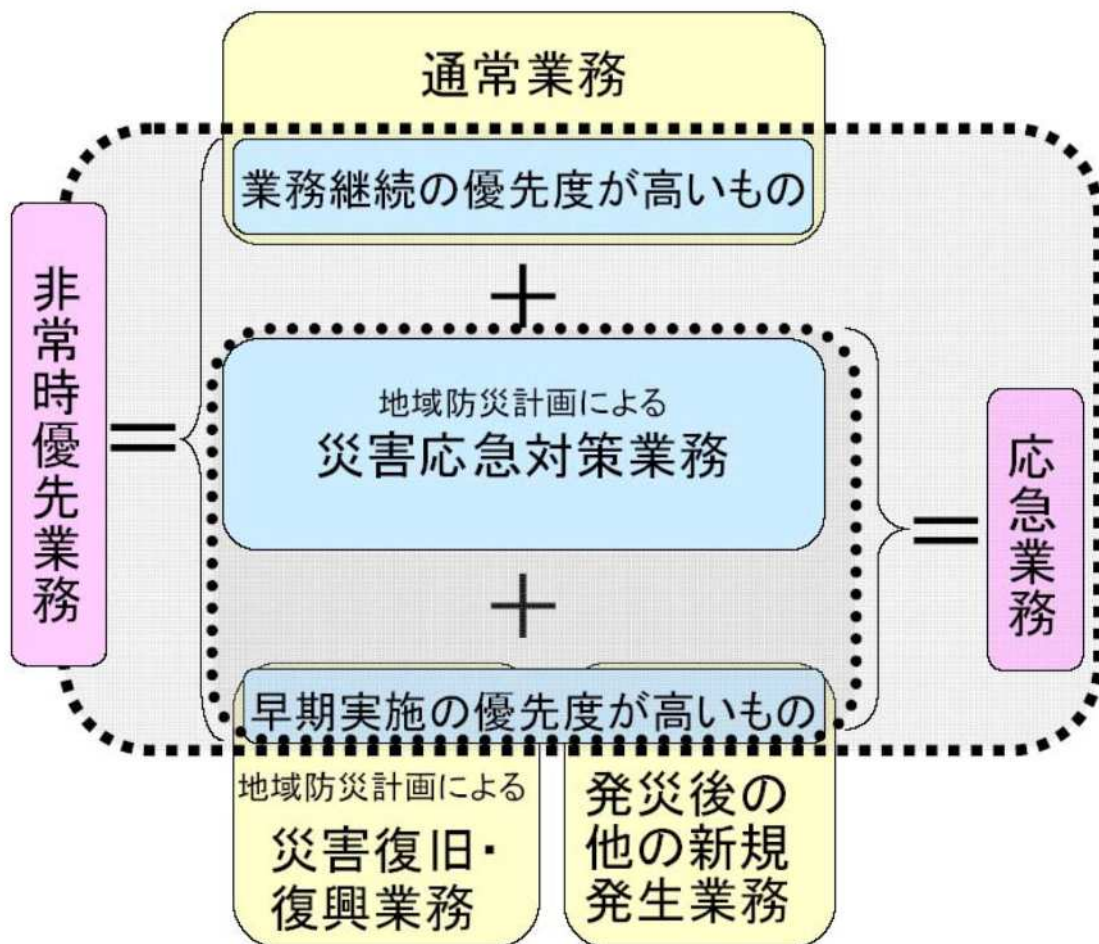
業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

【非常時優先業務】

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のことを言い、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

<非常時優先業務のイメージ>



1－3 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係

本市では、災害対策基本法（昭和 36 年法律 第 223 号）第 42 条の規定に基づき、「土岐市地域防災計画」を策定し、市と県、市内の防災機関等が発災時又は事前に、連携して実施すべき災害対策（予防、応急・復旧、復興業務）の実施事項や役割分担について規定している。

平成 23 年に発災した東日本大震災、平成 28 年に発災した熊本地震では、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われたことにより、行政の業務継続に大きな支障を来した事例がみられた。

このため、防災計画を改訂する際に、市の業務継続計画の整備について新規に追加するとともに、大規模な災害発生時に優先的に継続すべき通常業務の特定及びその執行体制についても、応急業務と併せてあらかじめ定めておくこととした。

<地域防災計画と業務継続計画の相違点>

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるようにするための計画（実行性の確保）
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要はない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害予防業務、災害応急対策業務、復旧・復興業務	非常時優先業務（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）。
業務開始目標時間	特に定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要ではない。	業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

1－4 業務継続計画の目標

業務継続計画の構築においては、業務継続力を強化するための取組み方針について、組織全体で意思統一を図ることが重要である。

したがって、業務継続計画の遂行に当たり、以下のように目標設定を行い、組織全体の共通認識を得るものとする。

土岐市業務継続計画の目標

- 目標 1 : 市民の生命、生活及び財産を保護するために、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。
- 目標 2 : 行政機能を維持し、土岐市の都市活動・経済活動を支える。

第2章 被害想定

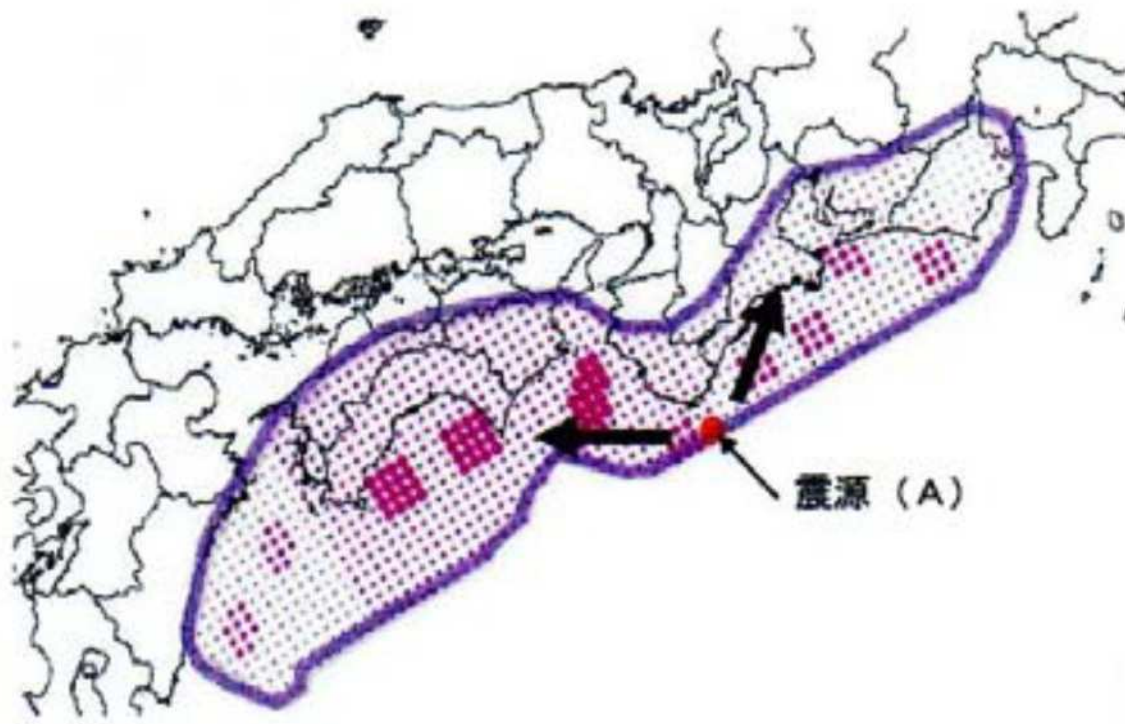
2-1 災害想定

本市では、被害想定調査は実施されていないため、岐阜県が平成25年2月に発表したもので、最大被害が想定される「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」を参考にする。

2-2 被害想定

紀伊半島沖を震源とする南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0）による**本市の想定震度は、全域で震度6弱**である。

この地震は、地震動の継続時間が長いと推測されており、液状化判定対象となる緩い地盤は、ほとんどの範囲において液状化が発生する可能性があると予測されており、大きな被害が予想される。



＜南海トラフ巨大地震による土岐市の被害想定＞ 最大震度 6 弱

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難 者	火災		
	死 者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 助者 数		全 壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5時	25	625	47	83	5,510	1,396	4,187	293	1	0	0
夏の昼 12時	10	451	44	44					1	0	0
冬の夕方 18時	15	413	36	55					2	1	9

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）				半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地		揺れ	液状化
419	978	0		2,692	1,496

2－3 発生が予測されるその他の地震による被害想定

＜屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震による土岐市の被害想定＞ 最大震度 6 強

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難 者	火災		
	死 者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 助者 数		全 壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5時	328	2,300	597	1,063	15,961	6,496	8,183		8	7	40
夏の昼 12時	126	2,283	457	518					9	8	47
冬の夕 方 18時	193	1,825	407	685					20	19	117

＜養老・桑名・四日市断層帯地震による土岐市の被害想定＞ 最大震度 6 弱

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難 者	火災		
	死 者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 助者 数		全 壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5時	1	94	2	3	1,188	307	895		0	0	0
夏の昼 12時	0	77	3	2					0	0	0
冬の夕方 18時	1	66	2	3					1	0	0

＜阿寺断層系地震による土岐市の被害想定＞ 最大震度 5 強

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難者	火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 助者 数		全 壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5時	0	32	0	0	148	8	172		0	0	0
夏の昼 12時	0	30	0	0					0	0	0
冬の夕方 18時	0	24	0	0					0	0	0

＜跡津川断層地震による土岐市の被害想定＞ 最大震度 5 強

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難者	火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 助者 数		全 壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5時	0	37	0	0	238	33	236		0	0	0
夏の昼 12時	0	34	0	0					0	0	0
冬の夕方 18時	0	28	0	0					0	0	0

＜高山・大原断層帯地震による土岐市の被害想定＞ 最大震度 5 強

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難者	火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 助者 数		全 壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5時	0	9	0	0	177	49	124		0	0	0
夏の昼 12時	0	12	0	0					0	0	0
冬の夕方 18時	0	9	0	0					0	0	0

2-4 資源の被害想定

「震度〇になったら、〇〇庁舎では勤務不能となる」といった正確な想定は困難なため、各庁舎の被害想定(機能停止状況)は段階的想定とする。

なお、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの復旧については、実例から電気:7日、電話:14日、都市ガス:85日、水道91日を想定した。

(参考:「阪神・淡路大震災調査報告書」日本建築学会・丸善(1999))

被害が軽微な段階	机・イス等 執務室	△	・机、イスの被害は無し、一部ロッカー等の転倒のみ ・執務室として被災から3日後に使用可能な状態
	電気・ガス・ 水道・電話	△	・電気、ガス、水道は停止、電気のみ3日後復旧、その間は自家発電等対応(要補充用燃料の確保)、ガス・水道も1週間後復旧
	パソコン	△	・一部執務室で天井が落ちているものの、パソコンは被害軽微
	ネットワーク		・電子メール、LGWAN、インターネット環境、職員ポータル、共有フォルダの利用可
	トイレ	△	・トイレは一部使用不可
	コピー機・紙・ 消耗品等	○	・コピー機は使用可 ・消耗品は1週間以上備蓄有り
被害が甚大な段階	机・イス等 執務室	×	・庁舎としての機能停止
	電気・ガス・ 水道・電話	×	・電気、ガス、水道、電話は停止、電気のみ7日後復旧、その間は自家発電等対応(要補充用燃料の確保)、電話は14日後復旧
	パソコン	×	・執務室で天井が落ち、机、イス、パソコンのすべてが使用不可
	ネットワーク	×	・電子メール、LGWAN、インターネット環境、職員ポータル、共有フォルダの利用不可、復旧までの目途が立たない状況
	トイレ	×	・トイレは使用不可
	コピー機・紙・ 消耗品等	×	・コピー機は使用可 ・消耗品は2~3日程度は備蓄有り

第3章 指揮命令系統

3-1 指揮命令系統の確立

発災時に迅速に対応し、的確に業務を遂行するためには、必要資源が確保されることに加え、指揮命令系統が確立されることが重要である。災害時における指揮命令系統は、災害応急対策業務については、防災計画に定める体制とし、その他の応急業務や優先して継続すべき通常業務については、通常の指揮命令系統とする。

土岐市災害対策本部の体制



3-2 職務代行

責任者が不在の場合にも必要な意思決定がなされるよう職務の代行や継承について、あらかじめ定める。

(1) 災害対策本部

原則として本部長は市長とするが、市長が不在の場合は副市長が、副市長が不在の場合は参集職員のうち、最上席の者が統括する。初動活動中に上席の者が参集した場合には、命令権限を上席の者に引き継ぐ。

(2) 一部職務の職務代行

組織の幹部が、本来の業務拠点を離れて、市全体の防災業務遂行を司る災害対策本部に組み入れられる場合には、通常の業務ラインで意思決定を行うことが著しく困難となることが想定される。このような場合には、本来の業務拠点において行う業務の一部又は全部について、あらかじめ定める職務代行者に一時的に職務代行させる。

(3) 全職務の職務代行

連絡が取れない、あるいは出張中である等の理由で、責任者が業務を行えない場合、自動的に職務を代行者に継承する。

※ 責任者が、勤務地に参集できない状況にあっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、職務の代行は行わない。

(4) 所属毎の代行者の選定

所属毎に業務継続計画に係る責任者及び副責任者、さらには両者が不在、もしくは登庁不能となった場合の代行者を定めておく。代行者には順位付けを行っておく。

第4章 職員の参集体制

4-1 職員の確保

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する体制を整えるためには、職員の安否を確認し、参集可能な人員を把握する必要がある。

災害発生時の職員の参集については、防災計画の「災害時職員行動マニュアル」における「参集時の留意事項」に即して行う。

「災害時職員行動マニュアル」における「参集時の留意事項」

1. 参集前に、家族の安否を確認する。
2. 職員参集メール受信時には即時返答する。
3. 参集時は、作業服等活動しやすい服装とする。
4. 長期にわたる活動も考慮し、食糧、飲料水等を自分で確保して参集する。
5. 参集の連絡がない場合でも、あらかじめ定められた場所に自主的に参集する。
6. 地震災害時には、道路の寸断や渋滞発生等の可能性があるため、できるだけ自家用車で参集は控え、徒歩・自転車・バイクで参集する。
7. 職員自身の所属班配置場所に参集できない場合は、近くの支所へ参集する。
8. 参集途中で、可能な範囲で被害状況等を収集する。
9. 参集途中で救助を要する現場に遭遇した場合は、地域住民と協力して救助活動を実施するとともに、警察・消防へ通報する。
10. 参集不可能な場合には、所属長にその理由及び連絡先を伝える。
11. 会議や行事は中断し、あらかじめ定められた場所に参集する。
12. 災害発生時は、勤務時間外でも所属長の指示があるまでは退庁せず、持ち場で待機する。

(1) 職員参集状況

職員参集状況については、次の参集条件に基づき算定する。

- ① 在宅時に震度6弱の地震が発生
- ② 公共交通機関の停止や道路被害により、徒歩（時速2km）で参集する。
- ③ 参集先は勤務場所とする。

【職員通勤距離】

(人)

課別	2 km以内	6 km以内	1 2 km以内	2 4 km以内	4 8 km以内	4 8 km超
政策推進課	2	1	1	1	0	0
危機管理室	0	1	1	0	1	0
秘書広報課	2	1	2	1	0	0
総務課	3	2	4	0	0	0
行政経営課	4	2	3	1	0	0
人事課	3	2	0	1	0	0
管財課	2	3	2	0	1	0
生活環境課	3	5	1	2	1	0
市民課	5	9	6	5	1	0
税務課	7	7	8	2	4	0
衛生センター	0	1	5	4	1	0
環境センター	1	14	15	4	0	0
福祉課	3	4	2	2	1	0
高齢介護課	2	4	7	1	1	0
子育て支援課	1	4	5	0	0	0
保育園・認定こども園	9	27	28	16	3	1
幼稚園	4	7	9	3	3	0
保健センター	7	7	3	2	1	0
まちづくり推進課	3	3	0	0	0	0
産業振興課	2	6	7	1	1	0
陶磁器試験場	0	1	3	3	2	0
建設総務課	3	3	8	0	2	0
都市計画課	1	6	2	1	2	0
土木課	2	6	3	0	1	0
上下水道課	7	7	2	3	1	0
浄化センター	0	1	0	1	0	0
会計課	2	1	2	0	1	0
教育総務課	3	2	3	0	0	0
生涯学習課	3	3	0	1	0	0
文化スポーツ課	2	0	5	1	1	0
教育研究所	0	1	1	0	0	0
学校給食センター	0	2	1	0	0	0
図書館	1	1	2	0	0	0
議会事務局	2	1	1	0	1	0
土岐口財産区	1	0	0	0	0	0
西部支所	1	0	1	0	0	0
鶴里支所	0	0	0	2	0	0
曾木支所	0	0	1	1	0	0
駄知支所	0	1	1	1	0	0
肥田支所	1	0	1	0	0	0
消防本部総務課	1	3	0	0	0	0
消防本部予防課	0	3	0	0	0	0
消防本部警防課	0	0	2	0	2	0
北署	4	16	12	2	2	0
南署	2	5	9	12	0	0
合計	99	173	169	74	34	1

（２）参集可能人数の推計

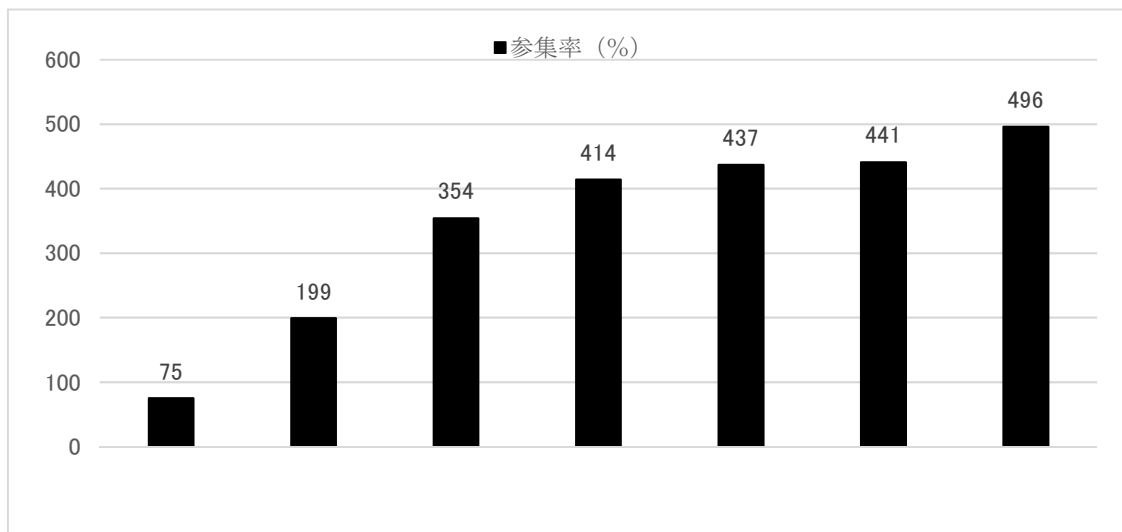
職員の参集可能人数については、職員参集状況調を基に、参集困難者（本人又は家族の死傷、自宅の被災、参集途上の救助活動等）を見込んで推計する。

なお、参集困難者の割合は、被災後３日目までを２０％、４日目以降を１０％とする。

【職員参集推移】

項目	1h以内	3h以内	6h以内	12h以内	1日以内	3日以内	4日以降
参集人数（人）	75	199	354	414	437	441	496
参集率（％）	13.6	36.1	64.2	75.1	79.3	80	90

【職員参集推移】



４－２ 応援要請

業務に従事できない職員が多数におよび、業務の延期、中止、縮小等を実施しても非常時優先業務に必要な人員が確保できないと予想される場合は、「１．班内での応援要請」、「２．部内での応援要請」、「３．全体での応援要請」という順番で職員応援を実施する（「班」及び「部」は防災計画において規定する組織）。市内部での応援体制でも人員が確保できない場合は、県等への広域要請を実施する。

第5章 代替庁舎の特定

5-1 代替庁舎の特定

災害により本庁舎が被災し、災害対策活動等の使用に耐えない場合は、代替の庁舎を下記のとおりとする。

◆ 災害対策本部を市庁舎に設置できないときの代替庁舎 → 土岐市北消防署

◆ その他の執務場所 → 被害を受けていない公共建設物

＜災害対策本部の設置・運営環境について＞

災害対策本部等の設置場所及び各部署の配置方法、使用機材等の確保等については、防災計画の「土岐市災害対策本部マニュアル・4. 災害対策本部の設置」に即して行う。

代替執務場所の状況（本庁近隣の公共施設）

文化プラザ研修室等	耐震強度 ○	洪水 ×	土砂 ×	地すべり ○	自家発330KVA(490ℓ)
土岐津公民館	耐震強度 ○	洪水 ○	土砂 ○	地すべり ○	
浄化センター	耐震強度 ○	洪水 ×	土砂 ○	地すべり ○	
保健センター	耐震強度 ○	洪水 ×	土砂 ○	地すべり ○	
図書館	耐震強度 ○	洪水 ×	土砂 ○	地すべり ○	
土岐津小学校校舎	耐震強度 ○	洪水 ×	土砂 ○	地すべり ○	

第6章 資源の確保

6-1 必要資源に関する分析

災害発生時の非常時優先業務に必要な資源の確保状況を分析し、必要資源が不足している場合には、当面できる補強・代替手段等を検討するとともに、中長期的な必要資源の確保対策も検討していく必要がある。

非常時優先業務に必要な資源としては、職員のほか、庁舎、電力、電話、防災行政無線、情報システム、トイレ、飲料水、食料、消耗品等があげられるが、災害発生時にどの程度利用が可能か確認する。また、資源の確保状況が、業務の執行に支障を及ぼすおそれがある場合には、その解消に向けた具体的な対策を検討する。

6-2 資源の現状と確保対策

庁舎の各資源の現状

電源	○二回線受電方式（本線・予備電源）としており、停電の確率を低下させるとともに、停電時には自家発電設備定格出力 420KVA により、72 時間の使用が可能である。
水道	○トイレの洗浄用を除き、直結給水方式となっている。また、飲料水兼用耐震性貯水槽設置により 100,000ℓ が確保されている。
トイレ	○雑用水槽設置により 77,200ℓ が確保され、送水ポンプも非常電源で作動する。また、地下污水ピット設置により、公共下水管破損時に対応する。
食糧	○食糧確保については、現在、非常災害時食糧費として 180 食分が予算計上されているのみであり、自宅からの参集時には、個人備蓄の食糧等を持参する。また、被災者用の備蓄物資とは別に、食料備蓄用倉庫を確保し、職員用の水、食料を購入、備蓄する。
通信	○土岐市防災行政無線システム 庁舎無線設備については、自家発電設備を備えており、停電時でも使用可能となっている。 発電機：軽油燃料タンク 98ℓ 約 24 時間使用可能 また、市内各地に設置される屋外スピーカーにも、バッテリーが装備されており、使用頻度にもよるが 1 日～2 日間の作動が可能である。 ○MCA 無線 災害時にも通信障害の確率が低い MCA 無線を 36 台整備しており、非常時の通信体制を確保している。通常時から満充電を保つよう管理している。 ○県防災情報通信システム 県との通信確保体制で自家発電設備を備えており、停電時でも継続使用可能であるが、長期に及ぶ場合には燃料の確保が必要である。 発電機：軽油燃料タンク 120ℓ 約 54 時間使用可能 ○電話 電話については、電話線からの電源供給により停電時でも使用可能 非常時には災害時優先電話に切り替わる。
重要データ	○業務継続に係る重要データについては、本庁サーバー室、(財)岐阜県市町村行政情報センターに分散保存されている。

庁舎における電源、水道等の設備は、上表のとおりである。

なお、庁舎での災害発生時の執務環境の確保については以下のとおりとする。

① 「執務室」

発災後、執務室が災害対策活動等の使用に耐えない場合、被災状況から1週間以内に復旧の見込みがないときは、第5章第1節に記載のとおり、北消防署を代替庁舎とするが、その現状は次のとおりである。

代替庁舎（北消防署）の資源の現状

※代替庁舎については、災害対策本部設置場所のみである

電源	○停電時には自家発電設備（定格出力72KVA）にて、約8時間の使用が可能であるが、燃料の補給が可能であれば連続運転が可能となる。 （消防車両用予備燃料として軽油600ℓの貯蔵がある）
水道	○水道にあつては、高架水槽8,000ℓの確保がある。 非常電源により、加圧ポンプ作動可能
トイレ	○トイレについても上水道利用となっているが、断水時には井戸水の貯蔵水槽（約70,000ℓ）からの汲み置き等で対応する。下水道施設に被害があれば使用不能となるため、簡易トイレを確保する。
食糧	○食糧確保については、現在、非常災害時食糧費として180食分が予算計上されているのみであり、自宅からの参集時には、個人備蓄の食糧等を持参する。また、食料備蓄用倉庫を確保し、職員用の水、食料を購入、備蓄する。
通信	○県防災情報通信システム 県との通信確保体制で自家発電設備を備えており、停電時でも継続使用可能である。 発電機：軽油燃料タンク120ℓ 約28時間使用可能 ○電話 電話については、電話線からの電源供給により停電時でも使用可能 非常時には繋がりにくい状況となる可能性が高い。

② 「トイレ」

人が活動する限り、トイレの確保は必須である。発災後、トイレが使用できない状態であるときは、簡易トイレ等、代替手段を早急に手配することとする。

③ 「電気・照明」

電気・照明については、最低限必要な執務環境であるとしている。停電時には、後述するパソコンも使用出来ないこととなり、事業推進にあたって第一優先に確保が必要な執務環境といえる。阪神淡路大震災での事例から、電気の復旧は他のライフラインに比べ、最も早い概ね7日程度で復旧すると想定している。このため、復旧するまでの7日間は、自家発電設備を使用することになるが、容量に限りがあるため、優先すべき事業を持つ所属のみの使用に限ることとする。また、普段から自家発電装置が稼働するかどうかの点検も確実にしておく。

④ 「パソコン・ネット接続」

パソコンは業務推進に欠かせないアイテムとなっており、このため、被災時においては、ネットワーク回線の多重化や代替パソコンの確保方法等を定めておく必要がある。現在、各種行政事務で主に使用している総合行政システムは、回線の多重化を完了しているが、インターネット接続については、単一の回線のみである。このため、本庁以外の公共施設での別回線の利用に加えて、無料のW i - F i 回線が利用できる個人所有の情報機器も活用していくこととする。

⑤ 「その他」

上記の他にコピー機の需要も高く、紙等の消耗品の確保も課題となる。被災し使用不能な時は、所属間での貸借等、臨機応変な対応を行う他、不足する場合には納入業者に対し早急の納品を依頼する。また、飲料水の確保も重要であり、災害時には飲料水を自分で確保して登庁するなど、防災意識を職員一人一人に持たせることが必要となる。

第7章 非常時優先業務

7-1 非常時優先業務の選定

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、復旧・復興業務や通常業務のうち、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持への影響の度合いによって、非常時優先業務として絞り込むことが必要となる。また、その際に、業務の開始・再開が遅れることによる影響の大きさを考慮することも重要である。

次に、非常時優先業務を「災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務」、「優先度の高い通常業務」に分類し、候補となる各業務を対象に、発災後いつまでに業務を開始・再開する必要があるのかを検討したうえで、業務ごとに担当する部署、着手時期、目標とする状況をまとめる必要がある。

上記に基づき、本市の非常時優先業務は、両業務を合わせて **449** 業務とした。

- ・【災害対策応急業務及び優先度の高い災害復旧・復興業務】：**222** 業務
- ・【優先度の高い通常業務】：**227** 業務

第8章 業務継続体制の向上

8－1 計画の浸透

発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員が計画を理解し、所属部署において行うべき行動を認識しておく必要がある。このため、計画を配布したり、職場研修等により内容を周知していくことが求められる。

8－2 教育訓練等

職員への計画の周知、徹底とともに、災害が発生した際に実際に行動ができるよう対応能力の向上を図ることが重要である。このため、職員に対する教育・訓練が求められる。教育・訓練に関しては、下記の訓練、研修を計画的に実施していくことが必要である。

○安否確認訓練、参集訓練

あらかじめ定められた方法（災害時職員行動マニュアル）により、職員は安否情報を連絡し、各部署で集約・報告。あわせて、参集の訓練も行う。

○内部研修、階層別研修を活用した研修の実施

業務継続体制の説明、各所属との非常時優先業務や職務代行等も含めた指揮命令系統の確認

○幹部職員層を対象とした研修

非常時に実施すべきことの習熟

○代替施設の利用に関する訓練

代替施設への移転・利用訓練

8－3 点検・是正

業務の継続が遂行できる体制の検証は、一定の前提のもとに検討するものであることから、検証結果を計画に反映させても最初から完全な体制が構築できるとは限らない。訓練等を通じて計画の実行性を点検し、把握された課題に基づいて、業務継続体制や計画を是正するなどPDCAサイクルによる継続的な改善により、レベルアップを図っていくことが必要となる。

非常時優先業務

- ・ 災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務
- ・ 優先度の高い通常業務

災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務

部名	班名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況	
			3時間	1日	3日	1週間	2週間		
市長公室	政策推進班 5名	危機管理・秘書広報班の応援業務	5					体制を確立し、危機管理・秘書班に人員を派遣できていること。	
		必要人数	5						
	危機管理班	災害対策本部の開設業務						災害対策本部・各部の配備体制が確立できていること。(電話切替・各通信確保)	
		災害関連情報の収集・整理・伝達						被害状況の収集を開始し、災害対策本部、関係機関へ伝達できること。(ホームページ・各機関)	
		職員の安否確認及び参集状況把握						職員参集・安否確認メールにより確認、集計ができていること。	
		避難情報発令業務						避難指示等の発令が決定され、広報・避難誘導活動などの指示ができていること。	
		防災行政無線等運用業務						防災行政無線等システムの被害状況を確認し、復旧対策に着手していること。	
		自主防災組織との連絡調整業務						各地区の被害状況の確認がとれ、対応等について連絡できる状態にあること。	
		広域避難所開設指示業務						避難者の状況を把握し、避難所等の開設を指示できていること。	
		ライフライン被害及び交通規制等の確認・応急普及要請業務						ライフライン被害、交通規制箇所等を把握分析し、各班に指示できる状況にあること。	
		り災者救出のための動員要請等業務						応援要請の必要性について判断・決定できていること。	
		市民からの電話対応業務						被害通報等の受付体制を整備できていること。	
		市民への災害状況等情報提供業務						被害状況、避難所開設場所等を、防災行政無線、広報車等で情報提供できていること。	
		国・自衛隊・県への派遣要請						活動依頼内容及び必要人員等を決定し、派遣要請できること。	
		隣接市町村、災害時応援協定締結団体、民間協力団体等への応援・協力要請業務						分野を特定し、応援・協力について要請できていること。	
		災害情報記録・報告業務						災害情報を記録及び整理し報告できていること。	
		孤立地域・帰宅困難者の把握・対応業務						孤立地域・帰宅困難者等を把握し、対応ができていること。	
		緊急通行車両・鉄道輸送の確保及び連絡調整業務						緊急通行車両及び鉄道輸送について確認確保できていること。	
		生活必需品・食糧・飲料水の調達業務						応援協定を締結している各団体等に対して、要請を開始していること。	
		支援物資等の集積、仕分け及び配分・輸送業務						支援物資等が集積、仕分けされ、本部指示のもと、各避難所に配分・輸送ができていること。	
		電力、ガス、通信(電話)、鉄道等に関する被害状況確認業務及び応急復旧依頼業務						各機関に被害状況を確認し、応急復旧について依頼できていること。	
		自衛隊・自治体応援職員等の受け入れ及び必要物資調達、宿泊所運営業務						必要物資を調達し、受入・宿泊所運営体制を整備できていること。	
		災害予算等の検討業務						災害復旧に必要な予算を検討できていること。	
		必要人数							
	秘書広報班 6名	緊急市長声明			2			緊急市長声明できる状況にあること。	
		被害状況等の公表		2				被害状況等をホームページ等で公表	
		報道機関との連絡調整業務		2				報道機関に対して情報を提供できる状況であること。(電話不通時は対応不可)	
		災害見舞者・視察者受け入れ等に関する連絡調整業務				2		災害見舞者・視察者受け入れ等の受付体制が確立できていること。	
		必要人数	2	2	2				
	総務部	管財班 8名	来庁者の避難誘導業務	6					来庁者の安全を確保し、避難誘導できていること。
			本庁舎の被害状況把握及び復旧対応業務	6					本庁舎の被害を確認し、復旧対応に着手していること。
			車両の準備	2					車両の被害状況を確認し必要車両を確保できていること。
燃料の確保、調達業務					2			市内の小売業者、関係機関に協力を要請し、燃料を確保・調達できていること。	
市有財産・所管施設の被害状況調査及び連絡調整業務					3			市有財産・所管施設の被害状況を確認し、対応等について連絡できる体制にあること。	
財産区状況確認					3			財産区議員との連携、区が所有する財産の状況を確認できる状態であること。	
必要人数			8	5					
行政経営班 9名		システム障害発生状況の把握及び復旧業務	2					システムやネットワーク環境の被害状況を確認し、復旧対策に着手していること。	
		必要人数	2						
総務・人事・行政経営班		危機管理班の応援業務						体制を確立し、危機管理班に人員を派遣できていること。	
		必要人数						←各課のBCPIに当たる人以外全員。	

災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務

部名	班名	業務名等	着手時間(以内)				目標とする状況
			3 時 間	1 日	1 3 日	2 週 間	
市民生活部	生活環境班 12名 (うち2名美しが峰)	斎苑美しが峰、廃棄物処理施設の被害状況の確認	1				施設の被害状況を調査し、利用可能か確認できていること。
		愛玩動物の救援		1			被災動物救援マニュアルに基づき、救援対策のできる体制が整っていること。
		防疫活動		1			消毒や殺虫剤・殺そ剤の散布が実施できる体制が整っていること。
		交通情報の収集に関する業務		1			道路管理者・警察等と協議し、国・県・市道の交通情報の収集ができていないこと。
		家畜以外の動物の死体処理			1		死体の処理ができていないこと。
		環境汚染に関する広報			1		防災行政無線、広報車等で対象地区の住民に周知できていること。
		総合相談窓口の設置	2				市民に対する情報提供や相談に効果的に対応できるよう、専用の電話を備えた24時間対応できる体制が整っている。
		遺体の火葬の実施		5			火葬を実施するとともに、広域火葬についても県と他の自治体とともに協議していること。
		災害緊急輸送等に係る交通運送機関との調整	1				交通輸送機関と調整する体制ができていないこと。
		応急仮設住宅設置用地の検討及び確保業務			1		必要数を把握し設置用地を選定・確保できていること。
		応急仮設住宅の提供				1	岐阜県と連携し、応急仮設住宅を提供できる体制ができていないこと。
		市営住宅の被害状況及び入居者の安否確認業務	4				市営住宅施設の被害状況及び入居者の安否について確認できていること。
		公営住宅の特定入居業務				1	公営住宅への特定入居について支援できていること。
		災害廃棄物の仮置場に関する業務		2			仮置場候補地の現状確認、一次仮置場の確保及び周知ができること。
		公費解体業務				1	公費解体の受付体制ができていないこと。
		必要人数	7	8	3	2	1
	清掃班 環境 36 衛生 9	施設維持点検管理(焼却施設・最終処分施設・し尿処理施設)	4				被害状況を調査のうえ、操業できるか判断し、必要であれば応急処置に着手していること(修繕、部品の調達等)。
		災害対応体制の報告	1				施設の状態、車両、人員等を把握し、関係機関に災害対応体制を報告すること。
		災害廃棄物に関する情報収集業務		2			災害廃棄物の状況、発生量の見込み及び被災世帯の状況確認に着手していること。
		バキュームカーの確保及びし尿の収集依頼業務		1			市役所の車両を整備し、不足する場合は民間業者に依頼し必要台数を手配できていること。
		仮設トイレの設置及び依頼業務	1				仮設トイレを設置し、不足する場合は県支部保健班に依頼できていること。
		災害廃棄物処理(焼却、埋立処理)の災害直後における操業計画作成業務			2		操業可能であれば、災害廃棄物の状況、発生量の見込み、緊急優先度等により、災害直後における操業計画に着手していること。
		災害廃棄物処理手数料の減免			1		り災証明発行機関と被災者との連絡調整にあたり、減免受付の体制ができていないこと。
		廃棄物収集・運搬作業計画作成業務			2		腐敗し保健衛生上、早急に処理を要する廃棄物を優先して収集する為の必要な車両及び人員の配置・収集計画に着手すること。
		廃棄物収集・運搬・搬出業務			28		収集計画に基づき、保健衛生面から収集の優先順位を決め着手すること。
		災害廃棄物の仮置場の管理業務			4		仮置場へ持込まれるごみの受入、集積、分別、管理、処理場への移送体制が確立していること。
		災害廃棄物処理等、環境・衛生に関する相談業務		2			相談を受け付けることができる状況であること。
		災害時分別収集計画作成				2	災害時の市民に過度に負担にならず、施設の処理能力を加味した分別計画に着手すること。
		災害廃棄物処理(焼却、埋立処理)の長期操業計画作成業務				2	発災による長期的な廃棄物の排出状況、排出見込み量を把握し、長期操業計画に着手すること。
		必要人数	5	3	35		2
	市民班 11名	住民システムの稼働状況確認業務	1				住民システムの稼働状況を確認し、復旧対応について依頼・着手できていること。
		埋火葬の許可業務		4			システム復旧までの間は、手書き対応するなど、許可証を発行できる状況にあること。
		必要人数	1	4			
	保険年金 14名 (1名は広域派遣)	国民健康保険・後期高齢者医療保険国民年金等関連システムの稼働状況確認	4				各システムの被害状況を確認し復旧対策に着手していること。
		国民健康保険・後期高齢者医療保険資格確認書証等の再交付業務				4	申請を受け付け、再交付できる状況にあること。
		国民健康保険料等の納付期限延長、減免等受付業務				3	申請による被災状況を確認し、納付期限の延長、減免等を決定できていること。
		後期高齢者医療保険の保険料減免等の受付業務				2	申請による被災状況を確認し、減免等を決定できていること。
		国民年金保険料免除申請関連業務				2	免除申請を受け付け、日本年金機構に申請書を送付できる状況にあること。
		必要人数	4			4	7
		住家の被害状況調査及び報告業務		8			現地調査を行い、被害状況を総務班に報告できる状態であること。

税務班 27名	住家の被害認定業務			30		人員が確保でき次第、被害認定業務を行うことができる状態であること。
	市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置手続業務				8~10	現地調査を実施し徴収猶予及び減免等納税緩和措置の適用について判断・決定できていること。
	必要人数		8	30	8~10	
	市民生活部のすべての班					
	避難所の開設準備及び収容業務の補助					福祉班の指示の下、避難所を開設し、収容、運営支援できる体制を整備できていること。
	必要人数					

災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務

部名	班名	業務名等	着手時間(以内)				目標とする状況
			3時間	1日	3日	1週間	
健康福祉部	福祉班 11名	避難所の開設準備及び収容業務	α				避難所を開設し、収容、運営支援できる体制を整備できていること。
		遺体捜索・収容における対策方針の決定	1				遺体捜索体制を整備し、遺体安置所の開設場所を決定できていること。
		避難者名簿の作成及び県への報告業務		1			避難者名簿を作成し、県への報告ができていること。
		社会福祉施設の被害状況調査・報告業務	1				各施設の被害状況を集約し、災害対策本部に報告できていること。
		避難所の必要物資の確保業務		2			必要物資の数量を把握し、災害対策本部に連絡できていること。
		避難所での食糧配給・炊き出し手配、救援物資の支給業務		2			食糧・救援物資の配給、炊き出しについて手配できていること。
		り災者及び被害応急対策従事者の主要食糧の確保・調達業務		2			必要物資の数量を把握し、米穀を確保・調達できていること。
		り災者への衣料、生活必需品の支給・貸与業務		2			支給場所において物資を支給・貸与できていること。
		避難所における救援物資の配分業務					支給責任者を決定し、救援物資を配分できていること。
		社会福祉協議会、日赤との連絡調整業務		1			非常時の対応について、連絡調整できていること。
		福祉避難所の開設・運営業務		5			福祉避難所を開設し、運営できる体制を確立できていること。
		福祉避難所の避難者名簿作成業務		1			避難者名簿を作成できていること。
		福祉避難所及び医療機関等への移送支援業務		10			必要に応じた移送体制を確立できていること。
		遺体の埋火葬の実施、災害死体送付票の作成・送付業務			1		遺体の埋火葬を実施し、災害死体送付票を送付できていること。
		遺体の検視・検案への協力要請業務			1		必要人員を把握し、警察及び医療班に協力要請できていること。
		義援金の受け入れ業務			1		義援金を受け入れ、領収証を発行できていること。
		義援金受払簿作成業務			1		義援金受払簿を作成し、管理できていること。
		赤十字奉仕団との連絡調整業務			1		非常時の対応について、連絡調整できていること。
		ボランティアの受け入れ及び連絡調整業務			2		ボランティア受入体制が確立できていること。
		ボランティアセンターの開設支援及び資機材等提供業務			3		ボランティアセンターを開設し、必要物資を提供できていること。
	避難所の縮小・閉鎖の検討業務				3	今後の避難所利用の見通しや閉鎖時期等について検討できていること。	
	り災台帳作成業務				10	税務班に協力を要請し、り災台帳を作成できていること。	
	り災証明書(一般)、り災旅行証明書の発行業務				10	り災証明書、り災旅行証明書を発行できていること。	
	義援金の配分関連業務					6	募集配分委員会で決定した配分方針等に基づき、り災者に配分できていること。
	災害見舞金・弔慰金支給業務					3	災害見舞金及び弔慰金について支給できる状況にあること。
	必要人数			20	5	13	9
	高齢介護班 14名	災害時要配慮者(高齢者)及び安否確認業務	3				避難行動要支援者名簿を基に配慮者の安否等について確認できていること。
		社会福祉施設(高齢者)の被害状況確認	1				各施設の被害状況を確認し、報告できていること。
		福祉班応援業務					体制を確立し、福祉班に人員を派遣できていること。
		在宅要配慮者支援業務		10			在宅要配慮者の安否を民生委員に確認し、支援できる状況にあること。
		在宅高齢者サービス提供者の復旧状況確認業務		3			各事業者の被害状況及び復旧状況について確認できていること。
		災害時要配慮者(高齢者)の相談業務		2			地域包括支援センターに依頼し、相談を受付できる状況にあること。
		要介護度の高い高齢者のケア業務		2			被災状況及び安否をケアマネ等に確認し、支援できる状況にあること。
		介護サービス提供可能事業者の情報提供及び相談受付業務		3			各事業者の被害状況を確認し、介護サービス提供者を紹介できる状況にあること。
		介護保険料等の納付期限延長、減免等処理業務				2	被害状況を確認し、納付期限の延長、減免等の申請があった場合に、受付が行える体制にあること。
		必要人数			15		2
	こども家庭班 16名	所管施設の被害状況確認及び応急対応業務	3				所管施設(児童館、児童センター、療育センター、ときめつく、認定こども園、幼稚園)の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。
		必要人数			3		
	幼稚園班 認定こども園班	園内の安全確保、避難誘導業務					安全を確保し、必要に応じて避難誘導や保護者に直接引き渡しできていること。
		所管施設の被害状況確認及び応急対応業務					所管施設の被害状況を確認し、応急対応に着手していること。

		災害時における応急保育の実施及び保育園等再開検討業務					可能な限り応急保育等を実施し、代替施設・代替職員の選定等、園再開について検討できていること。
		必要人数					
	福祉班以外健康福祉部のすべての班	避難所の開設準備及び収容業務の補助					福祉班の指示の下、避難所を開設し、収容、運営支援できる体制を整備できていること。
		必要人数					

災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務

部名	班名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況	
			3時間	1日	3日	1週間	2週間		
健康福祉部	健康推進班 12人	市内医療施設等の被害状況等調査・報告業務	2					市内医療施設等(医師会・歯科医師会・薬剤師会)の被害状況を集約し、災害対策本部に報告できていること。	
		所管施設の被害状況確認及び応急対応業務	2					保健センター及び指定管理施設の被害状況を集約し、災害対策本部に報告できていること。	
		本部との連絡調整	1					災害対策本部に報告・連絡ができていること。	
		医師会等医療関係団体、岐阜県災害医療コーディネーターとの連絡調整業務	2					非常時の対応について、連絡調整できていること。	
		医療班への出動要請	兼ねる					必要人員、機材等を把握し、医療班に出動要請できていること。	
		第二次搬送収容医療機関の確保業務	兼ねる					土岐市立総合病院の収容状況等を確認し、必要に応じて搬送できる医療機関を確保できていること。	
		救護所の開設・管理業務	一箇所3人＋本部		1			救護所を開設し管理・運営できること。	
		救急医療品の調達・配送業務	兼ねる					必要な医療品の種類・数量を把握し、調達・配送できていること。	
		被災者及び避難者の健康等相談業務		避難所一箇所4				相談を受け付けできる状況であること。	
		防疫用薬剤等の調達業務			1			必要な防疫用薬剤を調達できていること。	
		感染症予防の協力業務			2			災害の規模等に応じた防疫の範囲と実施方法について県への要請ができ指導を受けていること。	
		避難所の衛生指導業務			兼ねる			避難所の防疫清掃等の衛生管理について指導できていること。	
		必要人数		7＋α	3				
		地域振興部	市民活動班 6名	自治会との連絡調整業務	2				
地区内の被害状況集約及び連絡業務	1							各地区の被害状況を集約し、対応等について連絡できる状況にあること。	
避難所開設時における自治会との連絡調整業務	1							避難所開設場所等を自治会に連絡できていること。	
外国人対策に関する業務					2			近隣自治体等と協力して通訳ボランティアを必要な地域に派遣できていること。	
必要人数	4			2					
生涯学習班 5名	所管施設の被害状況確認及び応急対応業務		5					所管施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。	
	避難所開設準備及び収容における協力業務		8					体制を確立し、避難所開設準備及び収容業務に協力できていること。	
	必要人数		8						
スポーツ振興班 5名	所管施設の被害状況確認及び応急対応業務		2					所管施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。	
	所管施設利用者の安全確保業務		3					利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導できていること。	
	必要人数		5						
図書館班 5名	所管施設の被害状況確認及び応急対応業務		4					所管施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。	
	施設利用者の安全確保業務		5					利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導できていること。	
	必要人数		5						
支所班	地区内の被害状況確認業務							各地区の被害状況を確認し、対応等について連絡できる状況にあること。	
	自治会との連絡調整業務							市民活動班と連携して、担当地区の対応等について自治会と連絡できる状況にあること。	
	必要人数								
産業振興部	産業振興班 12名		仲森池の被害状況確認及び安全確保業務	2					仲森池の被害状況を確認し、安全確保対策に着手していること。
			防災ダム関連における警戒区域・避難区域設定業務	2					情報収集を行い、必要に応じた恒久対策を行うとともに、警戒区域・避難区域を設定できていること。
			コミュニティバス等運行状況調査	3					車両及び路線の被害状況を確認し、運行の可否について判断できていること。
		所管施設の被害状況確認及び応急対応業務	2					所管施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。	
		農林関係機関との連絡調整業務		1				非常時の対応について、連絡調整できていること。	
		農業用ため池の被害状況現地確認及び安全確保業務	6					農業用ため池の被害状況を現地確認し、安全確保対策に着手していること。	
		生活必需品(食品以外)の確保・調達業務		2				市内の小売業者、商工会議所に協力を要請し、生活必需品(食品以外)を確保・調達できていること。	
		商業・工業施設の被害状況調査業務				2		各施設の被害状況について調査できていること。	
		畜産関係機関との連絡調整業務			1			非常時の対応について、連絡調整できていること。	
		林業全般における被害状況確認及び安全確保業務				1		林業全般の被害状況を確認し、安全確保対策に着手していること。	

産業 文化 部		被災農林業者等への融資斡旋業務				1	日本政策金融公庫から円滑な貸付が行われるよう支援できていること。
		農畜水産物の被害情報収集業務				1	農畜水産物の被害状況等の情報を収集できていること。
		事業者相談業務				2	商工会議所と連携し、相談を受け付けできる状況にあること。
		中小企業者の支援認定書等の発行業務				1	支援等を受けるための各種認定書を発行できていること。
		必要人数	15	3	1	8	
	地域資源 活用推進班 6名	所管施設の被害状況確認及び応急対応業務	2				所管施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。
		所管施設及び民間観光施設利用者の安全確保業務	3				利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導できていること。
		観光施設の被害状況調査業務		2			各施設の被害状況について調査できていること。
		帰宅困難者、滞留旅客対応業務		3			一斉帰宅を抑制するとともに、避難所・一時滞在場所の提供や帰宅支援等の体制を構築できていること。
		必要人数	5	5			
	陶磁器試験場 班 10名	所管施設の被害状況確認及び応急対応業務	2				所管施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。
		所管施設利用者の安全確保業務	3				利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導できていること。
		必要人数	5				
	文化 振興班 6名	所管施設の被害状況確認及び応急対応業務	2				所管施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。
		指定文化財の被害状況確認業務				2	「文化財の防災の手引き(岐阜県文化伝承課)」に従い、指定文化財の被害状況を確認できていること。
		所管施設利用者の安全確保業務	2				利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導できていること。
		必要人数	4			2	

災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務

部名	班名	業務名等	着手時間(以内)				目標とする状況
			3時間	1日	3日	1週間 2週間	
建設水道部	建設総務班 14名	国・県・市道の被害状況確認業務	2				国・県・市道の被害状況を確認できていること。
		市道通行止め情報の連絡業務	2				市道通行止めについて各機関・道路利用者に情報提供できていること。
		河川水位の把握業務	3				河川水位について把握し、必要に応じて市民の避難誘導、県本部へ連絡できていること。
		水防における警戒・巡視・非常配備の確保業務	13				人員体制を確立し、警戒・巡視・非常配備を実施できていること。
		国土交通省及び土木事務所との連絡調整業務	2				非常時の対応について、連絡調整できていること。
		被災した道路の代替ルートの確保、応急復旧対策業務		5			被災した道路の代替ルートの確保・応急復旧対策について講じていること。
		緊急輸送路の確保に関する業務		2			道路バトロールを実施し、防災上重要な施設を結ぶ緊急輸送道路を確保できていること。
		道路上障害物の撤去業務		16			警察機関、消防機関、自衛隊、建設業協会等と連携し、道路上障害物を撤去できていること。
		孤立地区の解消に向けた仮設道路の検討及び工事業務		16			被害の実情に合わせた仮設道路の検討及び工事を実施できていること。
		交通規制区域指定業務		3			交通規制区域を指定し、道路利用者に災害発生状況、内容、規制状況等について情報提供できていること。
		道路関連土木関係施設の被害状況確認業務		16			道路関連土木関係施設等の被害状況について確認できていること。
		河川関連土木関係施設の被害状況確認及び応急復旧業務		16			河川関連土木関係施設の被害状況を確認し、応急復旧対策に着手していること。
		公共土木施設の被害状況確認及び応急措置		16			公共土木施設の被害状況を確認し、応急措置に着手していること。
		農業用施設の被害状況確認及び応急措置		8			農業用施設の被害状況を確認し、応急措置に着手していること。
		林道の被害状況確認及び応急措置		8			林道の被害状況を確認し、応急措置に着手していること。
		農業用ため池の被害状況確認及び安全確保業務					農業用ため池の被害状況を確認し、安全確保対策に着手していること。
		必要人数	45	45			
	都市計画班 12名	都市施設の被害状況調査及び応急復旧対策業務		4			都市施設の被害状況を確認し、応急復旧対策に着手していること。
		被災建築物等の応急危険度判定実施に関する取りまとめ業務		4			応急危険度判定の実施スケジュールを整備できていること。
		被災建築物の応急危険度判定業務		4			応急危険度判定士の受け入れ及び判定業務体制を確立し、危険建築物等の市民への周知を図れていること。
		造成行為箇所等の被害状況確認及び応急対策業務			2		造成行為箇所等の被害状況を確認し、応急復旧対策に着手していること。
		必要人数		8	2		
	土木班 10名	建設業者との連絡調整業務		8			非常時の対応について、連絡調整できていること。
		孤立地区の解消に向けた仮設道路の検討及び工事業務		16			被害の実情に合わせた仮設道路の検討及び工事を実施できていること。
		河川関連土木関係施設の被害状況確認及び応急復旧業務		16			河川関連土木関係施設の被害状況を確認し、応急復旧対策に着手していること。
		道路関連土木関係施設の被害状況確認業務		16			道路関連土木関係施設等の被害状況について確認できていること。
		公共土木施設の被害状況確認及び応急措置		16			公共土木施設の被害状況を確認し、応急措置に着手していること。
		必要人数	8	16			
	上下水道班 19名	断水地域及び断水状況等の確認及び広報		19			断水地域及び断水状況等の情報収集及び情報配信(広報・HP等)ができていること。
		上水道施設の点検、被害状況の確認業務		9			上水道施設の点検、被害状況を確認できていること。
		管工事組合等関係機関への協力要請業務		2			災害時応援協定に基づき、復旧作業等の協力応援について組合長に要請できていること。
		飲料水の水質検査及び衛生管理業務		2			水質及び衛生管理を行うため、臨時検査を実施(外部機関)し、必要な場合は摂取制限等を実施できていること。
		飲料水の確保、避難所・病院等の防災拠点及び市民への応急給水業務					避難所・病院等の防災拠点及び市民へ、貯水槽またはタンクにて応急給水できていること。(必要に応じて協定に基づき管工事組合に要請)
		上水道関連業者との連絡調整業務		2			非常時の対応について、連絡調整できていること。
		被災した上水道施設の応急復旧対策業務		9			被災した上水道施設の応急復旧対策に着手していること。
		上水道復旧計画立案業務			4		被害の原因、被害の程度等を分析し、上水道復旧計画について着手できていること。
		下水道施設の点検・被害状況の確認業務		9			重要な路線である避難所・病院に接続される下水道管路等を優先的に点検し、破損状況を確認できていること。
		土岐市建設業組合等関係機関への協力要請業務		2			災害時応援協定に基づき、組合長に復旧作業等の協力応援について要請できていること。
		下水道破損状況等の広報業務		2			下水道破損状況等について市民に周知できていること。
		被災した下水道施設の応急復旧対策業務		9			被災した下水道施設の応急復旧対策に着手していること。

		下水道復旧計画立案業務			4		被害の原因、被害の程度等を分析し、下水道復旧計画について着手できていること。
		必要人数	19	19+α	4		

災害応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務

部名	班名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3時間	1日	3日	1週間	2週間	
建設水道部	浄化センター班 2名	下水処理施設の被害状況確認及び応急対策業務	2					下水処理施設の被害状況を確認し、応急復旧対策を立案できていること。
		日本下水道事業団及び関連企業への協力要請業務	2					施設の機器分野毎に被害を特定し、応援・協力について要請できていること。
		被災した下水処理施設の応急復旧対策業務		2				被災した下水処理施設の応急復旧対策に着手していること。
		下水処理施設復旧計画立案業務			2			被害の原因、被害の程度等を分析し、下水処理施設復旧計画について着手できていること。
		必要人数	2	2	2			
会計	会計班 5名	災害関係経費及び物品の出納に関する業務		3				災害関係経費及び物品の出納に関する業務が実施できる状況であること。
		義援金の受付に関する業務			2			義援金を受け入れ、領収書を発行できる状況であること。
		必要人数		3	2			
市議会	議会班 5名	市議会議員との連絡調整業務		3				非常時の対応について、市議会議員と連絡調整ができていること。
		必要人数		3				
教育委員会	教育総務班 3名 学校教育班 8名	学校施設・設備の被害状況確認及び応急対策業務	1					学校施設・設備の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。
		教育部内部及び県教育委員会との連絡調整業務	1					非常時の対応について、連絡調整できていること。
		休校措置及び保護者等への連絡業務	1					必要に応じて休校措置をとり、保護者へ連絡できていること。
		教職員・児童・生徒の安否確認及び安全確保業務	1					教職員・児童・生徒の安否が確認でき、安全を確保できていること。
		各学校との連絡調整業務	1					非常時の対応について、連絡調整できていること。
		避難所における児童生徒向けの救援対策業務		8				避難所における応急教育、心のケア、健康管理等、児童生徒向けの救援対策が実施できていること。
		り災児童生徒に対する学用品、教科書等の支給業務				8		被害の実情に応じて学用品・教科書を支給できていること。
		必要人数	5	8		8		
	中学校班	生徒の安否確認、避難業務						生徒の安否について確認し、実情に合わせて避難誘導できていること。、
		生徒の被害状況確認及び応急対策業務						生徒の被害状況を確認し、救出・応急手当等必要な措置を講じていること。
		避難所開設準備及び収容における協力業務						体制を確立し、避難所開設準備及び収容業務に協力できていること。
		必要人数						
	小学校班	児童の安否確認、避難業務						児童の安否について確認し、実情に合わせて避難誘導できていること。
		児童の被害状況確認及び応急対策業務						児童の被害状況を確認し、救出・応急手当等必要な措置を講じていること。
		避難所開設準備及び収容における協力業務						体制を確立し、避難所開設準備及び収容業務に協力できていること。
		必要人数						
	学校給食班 3名	給食施設の被害状況確認及び応急対策業務	6					施設の被害状況を確認し、応急対策に着手していること。
		り災者等の食料供給の応援業務			3			り災者等の食料供給の応援ができる体制となっていること。
		必要人数	6		3			
	消防本部	消防総務班	消防施設の被害状況調査及び応急対策業務					
必要人数								
警防班		情報収集活動						県防災ヘリコプター、ドローンを活用した上空からの情報収集並びに消防団と連携し車両等による市内巡視を行い被害状況等の情報収集活動に着手できていること。
		消防団と連携した災害活動						消防団と連携し、受け付けた災害に可能な範囲で対応することに着手できていること。
		救急搬送受入可能医療機関の確保業務						関係機関や隣接消防本部と連携及び岐阜県救急災害医療情報システムを活用し、救急搬送受入可能医療機関の調査及び確保に着手できていること。
		県保有のヘリコプターを活用した消防業務						必要に応じて県防災ヘリコプターや県ドクターヘリコプターを活用し消防活動を適切に対応する体制が整っている状況であること。
		使用可能な消防水利の調査及び確保業務						水道班及び消防団と連携し消火栓の使用可否について調査に当たるとともに、断水地域には大型水槽車を出動させ最低限の消防水利の確保に着手できていること。
		広域的な消防応援(受援)体制の確保						広域的な消防応援が必要な場合に、迅速に消防応援を要請する体制並びに当市の要請を受け応援出動した消防部隊を受け入れる体制が確保できていること。
		必要人数						
予防班		危険物質を有する施設の災害対策業務						危険物質の流出・拡散防止、危険物施設等の緊急停止命令・緊急点検・応急対応に着手していること。
		必要人数						

消防署班	避難者の誘導業務				安全確保し、実情に合わせて避難誘導できていること。
	消防通信の運用業務				消防通信機器、施設被害状況を確認、復旧対応に着手し、他機関の通信施設の利用及び急使を派遣する場合は、優先順位等について調整できていること。
	道路被害状況の把握及び緊急車両の通行路確認業務				土木班等関係機関と連携し、緊急車両の通行路について確認・確保できていること。
	警戒区域・避難区域の設定業務				警戒区域・避難区域を設定し、立入禁止・制限等の措置を講じていること。
	行方不明者搜索業務				警察と協議し、消防団に搜索要請できていること。

優先度の高い通常業務

部名	課名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	
市長公室	秘書広報課 6名	市長及び副市長の秘書業務	2					非常時の対応について、市長・副市長と連絡調整できていること。
		必要人数	2					
	危機管理室	風水害に係る災害気象情報の収集業務						雨量、河川水位等の情報を収集し、各部と共有できていること。
		気象警報等の把握及び広報業務						気象警報、水位情報等を把握し、防災行政無線等により配信できていること。
		Jアラート受信業務						Jアラートを受信できる状況にあること。
		防災情報等配信業務						システムの被害状況を確認し、防災行政無線、エリアメールにより防災情報等を配信できる状況にあること。
		国民保護に係る対応業務(国民保護事案発生時)						情報収集や対応方法の検討を開始していること。
		必要人数						
総務部	人事課 6名	退職手当等に関する業務					1	必要な時期に、退職手当等の手続きが完了していること。
		給与等支払業務					2	必要な時期に、職員、会計年度職員及び議員の給与等を支給できていること。
		必要人数					3	
	総務課 9名	印刷機の管理業務		1				印刷機の被害状況を確認し、使用の可否について判断できていること。
		公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		公告式に関する業務			1			事務処理できる状況にあること。
		郵便業務			1			郵便の発送・受取りが処理できる状況にあること。
		議案・議会関係資料の作成業務				1		本会議が開催される場合、資料の作成を実施していること。
		条例、規則等の制定及び改廃業務				1		期限までに例規審査ができる状況にあること。
		行政不服審査・訴訟対応業務					1	事務処理できる状況にあること。
		入札・契約業務					1	事務処理できる状況であること。
		必要人数		1	1	2	2	
	行政経営課 9名	核融合科学研究所との連絡調整業務	1					非常時の対応について、連絡調整できていること。
		東濃地科学センターとの連絡調整業務	1					非常時の対応について、連絡調整できていること。
		予算執行・管理業務				1		予算執行等の審査を行う体制を整備できていること。
		サーバ室のサーバ等の保護管理業務	1					サーバ室のサーバ等の被害状況を確認し、使用できる状況にあること。
		基幹系業務システム及びネットワーク管理・保守業務	1					基幹系業務システム・ネットワークの被害状況を確認し、使用できる状況にあること。
		インターネット系システム・ネットワーク管理・保守業務	1					インターネットを接続できる状況にあること。
		内部情報システム・ネットワーク管理・保守業務		1				内部情報システム・ネットワークの被害情報を確認し、使用できる状況にあること。
		LGWAN・情報連携中間サーバへの接続業務		1				LGWAN、中間サーバに接続できること。
		必要人数	4	2		1		
	管財課 8名	庁舎維持管理業務	6					市庁舎の被害状況を確認し、応急処置等に着手していること。
		公用車の管理業務	2					公用車の被害状況を確認し、使用の可否について判断できていること。
		必要人数	8					

優先度の高い通常業務

部名	課名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3時間	1日	3日	1週間	2週間	
市民生活部	生活環境課 12名(うち2名は 斎苑美しが峰)	斎苑美しが峰施設維持管理業務	1					被害状況を調査し、通常の施設利用ができるような状況にあるか判断、対応方針を決定していること。
		水質汚濁・土壌汚染・大気汚染に関する対応(現場確認・経過観察や県との協議)		1				河川流出事故等の通報が入った場合、現場を確認及び経過を監視し、県とともに対応策を協議できる体制にあること。
		警察・交通安全協会との連絡調整業務	1					非常時の対応について連絡調整できていること。
		斎苑美しが峰火葬業務		5				施設等の被害状況を把握し、安全確認を行ったうえで、火葬業務を実施すること。
		市営追分墓地の維持管理業務					1	追分墓地の被害状況を把握し、市民からの問い合わせに対応できること。
		畜犬事務			1			迷い犬についての問い合わせに対応できていること。
		野焼きに関する通報への対応業務					2	野焼きの通報が入った場合、現場を確認し、対応できる体制にあること。
		自動車排気ガス測定局の管理業務	1					測定局の被害状況を確認し、設置者(県)に状況報告ができること。
		市民相談業務					1	相談を受け付けできる状況にあること。
		空き家対策業務				1		空き家の情報を集約し、対応できる状況にあること。
		市営住宅の入退去管理及び修繕等業務					1	施工業者へ指示・発注できる状況にあること。
		市営住宅使用料等の収納整理業務					1	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		市営住宅使用料等口座振替業務					1	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		市営住宅使用料等過誤納金の還付・充当業務					1	過誤納金を速やかに還付充当できる状況にあること。
		必要人数	3	6	1	1	3	
	環境センター 36名	施設の点検業務	3					施設(焼却施設、最終処分場、リサイクル施設及び浸出液処理施設)を点検し、業務が可能かどうか判断する。
		ごみ収集等環境センターに関する情報発信		1				ごみ収集等の状況をホームページ及びアプリへ掲載する。
		人員及びごみ収集車の確保		1				必要人員及び車両を確保していること。
		ごみ収集車の点検及びごみの収集			22			車両の点検を行い、集積場所にあるごみを収集すること。
		災害廃棄物処理手数料の減免			1			り災証明書の写しを添付してもらい、減免申請書の提出を受け付ける。
		必要人数	3	2	23			
	衛生センター 9名	施設の点検業務	2					し尿処理施設および機器、設備等を点検し、運転可能かどうか判断する。
		し尿処理に係る通報・広報対応業務	1					し尿処理施設の状況を把握し、関係機関(民間業者含む)への報告を行う。
		し尿収集等、衛生センターに関する情報発信		1				し尿収集等の状況を市民に対して広報する。
		し尿収集車の点検・整備業務		6				車両の点検を行い、し尿収集業務が可能かどうか判断する。
		し尿収集・運搬・搬入業務			7			収集計画に基づき、一般汲取り世帯及び仮設トイレのし尿収集を行うこと。
		浄化槽汚泥搬入業者の搬入許可及び指導監督業務			1			浄化槽汚泥搬入業者への、浄化槽汚泥搬入許可及び指導監督ができる状況にあること。
		必要人数	2	6	7			

優先度の高い通常業務

部名	課名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3時間	1日	3日	1週間	2週間	
市民生活部	市民課 11名	埋火葬の許可業務		4				システム復旧までの間は、手書き対応ができる状況にあること。
		公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		住民異動に伴う処理業務			1			システム復旧までの間は、受け付けのみ行える状況にあること。
		戸籍届出に伴う処理業務			1			システム復旧までの間は、受け付けのみ行える状況にあること。
		印鑑登録業務				1		印鑑登録できる状況にあること。
		市町村在留に関する業務			1			入国管理局と連携し、システム復旧までの間は、受け付けのみ行うなどの対応ができていないこと。
		特別永住者証明書交付に関する業務			1			入国管理局と連携し、システム復旧までの間は、受け付けのみ行うなどの対応ができていないこと。
		住民票の写し等発行業務				1		証明を発行できる状況にあること。
		印鑑登録証明書発行業務				1		証明を発行できる状況にあること。
		戸籍謄抄本等発行業務				1		証明を発行できる状況にあること。
		自動車臨時運行許可業務				1		窓口を開設し、許可申請を受け付けできる状況にあること。
		必要人数		4	5	5		
	保険年金課 14名 (1名は広域派遣)	国民健康保険証、後期高齢者医療保険資格確認書の発行業務				5		資格確認書等が発行できる状況にあること。
		保険料等の収納整理業務					3	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		保険料等口座振替業務					2	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		保険料等の過誤納金の還付・充当業務					3	過誤納金を速やかに還付充当できる状況にあること。
		必要人数				5	8	
	税務課 27名	公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		各種税務証明書等の発行業務				1		影響度、重要度、緊急度等を判断し、優先度の高い証明書等について発行できる状況にあること。
		原動機付自転車の登録・廃止業務				1		窓口を開設し、登録受付できる状況にあること。
		入湯税、たばこ税の申告受付業務				1		窓口を開設し、入湯税、たばこ税の申告受付ができる状態にあること。
		市県民税、法人市民税の申告等受付業務				2		窓口を開設し、個人の市県民税、法人市民税の申告等の受付ができる状態にあること。
		軽自動車税の賦課業務				2		課税台帳の整備及び賦課業務ができる状態にあること。
		市県民税の賦課業務				2		特別徴収及び普通徴収について、賦課業務を行い納税通知書を発送できる状態にあること。
		固定資産税の賦課業務					2	新築家屋について、家屋調査を行い賦課業務ができる状態にあること。
		市税過誤納金の還付・充当業務					2	過誤納金を速やかに還付・充当できる状況にあること。
		市税等の収納整理業務					2	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		市税等口座振替業務					2	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		必要人数			1	6	4	
	健康福祉部	福祉課 11名	指定管理に関する業務	1				身体障害者サービスセンター及びひびた作業所について、指定管理者との連絡調整を行い、通常の施設利用の可否について判断できていること。
		障がい者手帳の申請受付業務					2	県の事務処理体制を確認し、申請を受け付けできる状況にあること。
		生活保護業務					2	生活保護に係る体制を整備し、面接相談、保護開始・廃止、保護費の支給等に対応できる状況にあること。
		中国残留邦人支援給付費の支給業務					1	支援給付費について支給できる体制であること。
		福祉用具の給付・貸与業務					1	障がい者に必要な福祉用具について給付または貸与できる状況にあること。
		障がい福祉サービスに係る給付及びその他支援業務					3	障がい者に必要な福祉サービスを提供できる状況にあること。
		特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害児福祉手当・福祉医療費助成に係る申請受付業務				1		申請を受け付ける体制が整っていること。
		特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害児福祉手当・福祉医療費助成の支払い業務					1	定時、随時の支払いができること。
		必要人数						

	必要人数	1			5	5	
--	------	---	--	--	---	---	--

優先度の高い通常業務

部 名	課 名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	
健康福祉部	高齢 介護課 14名	指定管理に関する業務	1					指定管理者との連絡調整を行い、通常の施設利用の可否について判断できていること。
		所管施設との連絡調整業務	1					所管施設の被害状況及び非常時の対応について、連絡調整できていること。
		支援困難高齢者の対応に関する業務		2				支援困難高齢者を保護できる状況にあること。
		高齢者相談業務		2				介護・医療・健康などの相談に対応できる状況にあること。
		緊急通報システムに関する業務			1			緊急通報システムが正常に作動する状況にあること。
		介護認定審査会に関する業務			2			認定調査の実施、主治医意見書の取得により、介護認定審査会で要介護状態区分を決定できる状況にあること。
		公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		養護老人ホームの入所処置に関する業務				2		措置入所を必要とする人がいる場合、他市他県を含めた養護老人ホームの措置入所ができる状況にあること。
		保険料等の収納整理業務					4	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		保険料等口座振替業務					4	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		保険料等過誤納金の還付・充当業務					4	過誤納金を速やかに還付充当できる状況にあること。
		介護給付の申請に係る業務				4		介護給付の申請(住宅改修等)があった場合に、受付が行える体制にあること。
		必要人数	1	2	3	6	4	
	こども家庭課 16名	指定管理に関する業務	1					指定管理者との連絡調整を行い、通常の施設利用の可否について判断できていること。(児童館、児童センター、療育センター、ときめつく)
		保育園、幼稚園、認定こども園、児童館の維持管理業務	2					被害状況を確認し、通常の施設利用の可否について判断できていること。
		要保護児童対策業務		2				通報を受理した場合、対応可能な状況にあること。
		DV被害者の支援に関する業務		2				DV被害者の相談を受け付け、県と調整し一時保護支援が可能な状況にあること。
		児童遊園地等施設維持管理業務			1			被害状況を確認し、通常の施設利用の可否について判断できていること。
		給食の提供業務				3		保育園、認定こども園再開に合わせ、給食を提供できる状況にあること。
		幼児・乳児の保育業務				2		通常保育が再開できる状況にあること。
		保育料等の収納整理業務					1	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		保育料等口座振替業務					1	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		保育料等過誤納金の還付・充当業務					1	過誤納金を速やかに還付充当できる状況にあること。
		母子保健に関する業務					1	母子健康手帳を交付できる状況にあること。
		放課後教室の維持管理業務	1					被害状況を確認し、施設利用の可否について判断できていること。
		児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成の申請受付業務			2			申請を受け付ける体制が整っていること。
		児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成の支払い業務				2		定時、随時の支払いができること。
		必要人数	3	2		6	1	
	健康推進課	保健センターの維持管理業務	1					被害状況を確認し、通常の施設利用ができる事業とできない事業を明確化している状況であること。
		指定管理に関する業務	2					指定管理者との連絡調整を行い、通常の施設利用の可否について判断できていること。
		感染症等の発生予防業務(消毒用薬剤の配布)			1			必要に応じて薬剤を散布できる状況にあること。
		予防接種に関する業務				1		希望者に接種できる状況にあること。
		健康相談業務				2		健康相談(こころの相談を含む)等に対応できる状況にあること。
		母子保健に関する業務				2		乳幼児の健康相談に対応できる状況にあること。
		必要人数	3		1	5		

優先度の高い通常業務

部名	課名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	
地域振興部	市民活動課 6名	連合自治会連絡調整業務	4					各地区理事等と連絡できる状況にあること。
		必要人数	4					
	生涯 学習課	各公民館との連絡調整業務	1					各公民館の被害状況について確認できていること。
		必要人数	1					
	スポーツ振興課 5名	施設管理に関する業務				2		施設利用ができる状態にあること。
		指定管理に関する業務				2		指定管理者との連絡調整を行い、通常の施設利用の可否について判断できていること。
		スポーツ協会等との連絡調整業務				1		関係機関との連絡調整ができていること。
		必要人数				3		
	図書館 5名	施設維持管理業務	4					通常の施設利用の可否について判断できていること。
		必要人数	4					
	支所	施設維持管理業務						施設利用ができる状況にあること。
		埋火葬の許可業務						システム復旧までの間は、手書きで対応できる状況にあること。
		各種証明等発行業務						担当課と連絡調整し、受付及び証明について発行できる状況にあること。
		戸籍届出に伴う処理業務						システム復旧までの間は、受け付けのみ行える状況にあること。
		必要人数						
	産業振興課 12名	コミュニティバス等運行業務	3					コミュニティバス等の運行可否について判断できていること。
		所管施設との連絡調整業務	1					所管施設の被害状況及び非常時の対応、施設利用の可否について、連絡調整できていること。
		農業委員会の運営業務					1	法定処理期間内に事務処理できる状況にあること。
		公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		伐採届出の受理業務				1		受理後、伐採開始日までに申請者に適合通知等を出せる状況にあること。
		農地転用等許可申請の受付業務				2		法定処理期間内に事務処理できる状況にあること。
		有害鳥獣捕獲許可業務					1	現場調査を実施し、捕獲許可の可否について判断・決定できていること。
		中小企業支援業務				1		融資の認定作業、申請書の配布等、事業者の対応ができる状況にあること。
		企業誘致に関する業務					1	現地調査、企業の案内等の業務ができる状況にあること。
		必要人数	4		1	4	3	
	陶磁器 試験場 10名	施設維持管理業務	2					被害状況を確認し、応急処置等に着手している状況にあること。
		必要人数	2					
	地域資源 活用推進課 6名	観光施設の維持管理業務	2					被害状況を確認し、通常の施設利用ができる状況にあること。
		必要人数	2					
	文化振興課 6名	施設管理に関する業務	2					施設利用ができる状態にあること。
		指定管理に関する業務	1					管理受託者との連絡調整を行い、通常の施設利用の可否について判断できていること。
		文化財等の管理業務					1	文化財等の管理に関する申請・審査業務ができること。
		必要人数	3				1	
選挙管理委員会		選挙執行業務(選挙執行時のみ)		6				選挙を執行できる状況にあること。
		国民投票執行業務(国民投票執行時のみ)		6				国民投票を執行できる状況にあること。
		選挙人名簿の管理業務			1			必要な時期に名簿登録、調製できていること。
		公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		必要人数		6	1			

監査委員 事務局	住民監査請求に関する業務				2	期限内に監査し、請求人等に通知されている状況にあること。
	例月出納検査業務				1	毎月出納検査を行える状況にあること。
	公印管理業務			1		公印を押印できる状況にあること。
	必要人数			1	2	

優先度の高い通常業務

部名	課名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3時間	1日	3日	1週間	2週間	
建設水道部	建設総務課 14名	道路占用許可業務					2	ライフライン関係等、道路占有者の復旧工事に係る申請を含め、審査・許可できる状況にあること。
		水路等占用許可業務					2	占用許可等の申請を受理し、審査・許可できる状況にあること。
		用地の境界立会い業務					2	境界立会い申請を受理し、立会い・承認できていること。
		水路用地付替え等の財産管理業務					2	開発業者等からの申請を受理し、審査・許可できる状況にあること。
		必要人数					4	
	都市計画課 12名	市有建築物の営繕工事に係る委託業務の監督業務					2	漏電、ガス漏れ等による二次災害防止の安全措置が完了していること。
		用途照会対応業務					1	用途照会に対応できる体制であること。
		都市計画法に係る届出書の処理業務					1	申請受付に対応できる体制であること。
		都市計画法に基づく許可申請書審査及び検査業務					1	申請の受付、審査等できる状況にあること。
		建築工事に係る委託業務の監督業務					2	漏電、ガス漏れ等による二次災害防止の安全措置が完了していること。
		必要人数					2	4
	土木課 10名	道路補修箇所の調査・補修作業	2					被害状況を確認し、災害対策本部に報告するとともに、施工業者へ指示・発注ができる状況にあること。
		カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の維持管理業務			2			被害情報を収集し、通行に支障があるか判断できる状況にあること。
		必要人数	2		2			
	上下水道課 19名	水道施設の維持管理業務	4					被害状況を確認し、通常の施設使用ができる状況にあること。
		公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		使用者・所有者変更業務				2		手続きができる状況にあること。
		上下水道使用休止・再開業務				3		手続きができる状況にあること。
		上下水道料金の口座振替業務					2	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		上下水道料金の収納整理業務					2	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		水道料金過誤納金の還付・充当業務					1	過誤納金を速やかに還付充当できる状況にあること。
		上下水道台帳閲覧業務	2					水道、下水道それぞれの台帳システムで、内外の問合せや閲覧に対応できる状況であること。(システム停止中は、紙媒体での対応すること。)
		下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理業務	4					被害状況を確認し、通常の施設使用ができる状況にあること。
		浄化センターとの連絡調整業務	2					施設の被害状況及び非常時の対応について、連絡調整できていること。
		受益者負担金・受益者分担金の収納整理業務					1	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		受益者負担金・受益者分担金の口座振替業務					1	各金融機関が復旧され送金可能になった時点で、収納及び帳票について管理できていること。
		下水道料金・受益者負担金・受益者分担金等過誤納金の還付・充当業務					1	過誤納金を速やかに還付充当できる状況にあること。
		排水設備・浄化槽の申請受付業務					1	申請受付に対応できる体制であること。
		必要人数	6		1	3	4	
	浄化センター 2名	浄化センターの施設維持管理業務	2					被害状況を確認し、運転可能な機器を選別し、運転方法を決定できていること。
		流入水質汚濁状況及び放流水質の監視		2				下水道管破損等により生じた流入水質の汚濁状況と処理後の放流水質を監視し、関係機関に報告できる状況にあること。
		必要人数	2	2				
会計課		出納業務				2		指定金融機関と連携し、歳入金の納入状況を把握できていること。
		保管業務	1					公金が確実に保管できていることを指定金融機関に確認すること。
		日計業務				2		日々の収支を合わせ、預金残高を確認できる状況にあること。
		支出命令審査業務				3		債務を確認し、支払いを確定できる状況にあること。
		必要人数	1		5			

優先度の高い通常業務

部 名	課 名	業 務 名 等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3 時 間	1 日	3 日	1 週 間	2 週 間	
教育 委員会	教育総務課 3名	教育長の調整業務	1					非常時の対応について、教育長と連絡調整できていること。
		学校施設維持管理業務	1					被害状況を収集し、避難所の機能を含めた施設利用ができるか判断できていること。
		公印管理業務			1			公印を押印できる状況にあること。
		教育委員会所管の条例・規則・規程の審査業務				1		審査できる体制にあること。
		公告式に関する業務				1		教育委員会の議決から7日以内に公布できる状況にあること。
		教育委員会定例会の開催業務				1		月1回、教育委員会を実施できる状況にあること。
		学校施設・設備・備品の点検整備業務				2		学校施設が再開できる状況にあること。
		必要人数	2		1	3		
	学校教育課 8名	学校機能維持業務	1					学校機能の維持、停止について決定していること。
		死亡弔位・弔慰				1		死亡日より1週間以内に、県教育委員会へ書類を提出できていること。
		県教育委員会への内申等に関する業務				1		県教育委員会への内申等に関する事務を行える状況にあること。
		適応指導教室の管理・運営業務				1		通級児童・生徒の状況を把握し、通級が可能であるか判断できていること。
		必要人数	1			3		
	学校給食 センター 3名	施設維持管理業務	3					施設の被害状況を確認し、利用の可否が判断できていること。
		給食献立の作成業務				2		献立メニューを作成できていること。
		必要人数	3			2		
市議会	議会 事務局 5名	議長・副議長の調整業務	2					非常時の対応について、議長・副議長と連絡調整できる体制にあること。
		議員の連絡先等管理業務		2				議員の安否を確認し、連絡が取れる状況にあること。
		本会議の議事進行に関する業務				2		本会議を適切に議事進行できる状況にあること。
		各委員会の招集手続業務				2		付議事件を審査できる状況にあること。
		各委員会の議事進行に関する業務				2		委員会を適切に議事進行できる状況にあること。
		付議事件の議決後の処理業務				2		議決結果を送達できる状況にあること。
		本会議、常任・特別委員会における傍聴人の受付及び管理業務				2		開催時に傍聴できる状況にあること。
		議員提出議案・意見書の上程等に関する業務				2		付議事件を審査できる状況にあること。
		請願及び陳情の受理・処理業務				2		請願審査での議決結果を請願者へ通知できる状況にあること。
		議会に係る議案作成のための調査に関する業務				2		資料の収集、先進事例の調査をもとに、議案を作成・協議できる状況にあること。
		議会に係る条例・規則等の制定改廃に関する業務				2		本会議に対応できる資料作成等に着手していること。
		必要人数	2	2	2	2	2	

優先度の高い通常業務

部名	課名	業務名等	着手時間(以内)					目標とする状況
			3時間	1日	3日	1週間	2週間	
消防本部	消防総務課	防災センターの管理業務						防災センターの被害状況を確認し、復旧活動を実施していること。
		公印管理業務						公印を押印できる状況にあること。
		必要人数						
	予防課	危険物の規制業務						危険物施設の状況が確認されていること。
		火薬取締法に基づく業務						火薬関連施設の状況が確認されていること。
		高圧ガス保安法に基づく業務						高圧ガス施設の状況が確認されていること。
		液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律に基づく業務						液化石油ガス施設の状況が確認されていること。
		火災予防業務						火気の取り扱い等指導できる体制であること。
		建築物の確認同意業務						仮設住宅の同意申請が提出された際に速やかに審査及び同意ができること。
		火災の原因調査業務						火災調査を開始できる状態であること。
		必要人数						
	警防課	消防水利の維持管理						定期的に消火栓の状態を点検し必要に応じ修繕や交換を行うことで災害対応に支障のない状態が確認されていること。
		消防用機械器具の維持管理業務						消防車両、各種機械器具等の作動点検、燃料の満給油等を行い災害対応に支障がない状況が確認されていること。
		各種消防応援協定関係業務						消防組織法に鑑み必要に応じ各種消防応援を要請できる状況であること。
		県保有のヘリコプターを活用した消防業務						必要に応じて県防災ヘリコプターや県ドクターヘリコプターを活用し消防活動を適切に対応する体制が整っている状況であること。
		消防団と連携した消防活動業務						必要に応じ消防団を招集し災害対応ができる状況であること。
		必要人数						
	消防署	消防通信の運用、施設の整備保全及び緊急情報関係業務						緊急通報の受付業務・無線交信を早期に復旧させ、円滑な車両運用を実施できる状況にあること。
		気象警報等の把握業務						警防課と調整し、気象情報、水位情報等を把握できる状況にあること。
		水火災等警戒業務						職員の参集状況を把握し、出動できる状況にあること。
		救助業務						職員の参集状況を把握し、出動できる状況にあること。
		救急業務						職員の参集状況を把握したうえで、関係機関と連携、救急搬送受入可能医療機関を把握・確保し、出動できる状況にあること。
		公印管理業務						公印を押印できる状況にあること。
		り災証明業務						り災証明発行に際し、被災状況を把握し発行できる状況にあること。
		必要人数						